

○建築基準法施行令第二百二十六条の七第七号の規定に基づく非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準

(昭和四十五年十二月二十八日)

(建設省告示第千八百三十一号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の七第七号の規定に基づき、非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準を次のとおり定める。

第一 非常用の進入口又はその近くに掲示する赤色灯は、次の各号に適合しなければならない。

一 常時点灯（フリツカー状態を含む。以下同じ。）している構造とし、かつ、一般の者が容易に電源を遮断することができる開閉器を設けないこと。

二 自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して点灯させることができる容量以上のものに限る。）その他これに類するものを用い、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続される予備電源を設けること。

三 赤色灯の明るさ及び取り付け位置は、非常用の進入口の前面の道又は通路その他の空地の幅員の中心から点灯していることが夜間において明らかに識別できるものとする。

四 赤色灯の大きさは、直径十センチメートル以上の半球が内接する大きさとする。

第二 非常用の進入口である旨の表示は、赤色反射塗料による一辺が二十センチメートルの正三角形によらなければならない。

附 則

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。